物件番号 410

所	在 地	島根県	、益目	田市高津	11	"目イ2	4 9 8	3番2					
住居表示 島根県益田市高津一丁目12番街区													
現	況 地 目	宅地			. 96 m²						工作物	_	
及7	び面積等										立木竹	_	
	地看												
登言	2 簿 地												
記載	事項 地		o m	1							1		
	地	1											
	数量	<u></u> 北西側		舗装市道			后日幼	10.5 m		(注答 4 9	) 冬笠 1 百笠	1 早省敦)	
接回		化四侧 北東側			舗装市道 幅員約 10.5 m 舗装市管理道路 幅員約 1.0~1.1 m						(法第42条第1項第1号道路) (法外道路)		
の	状 況												
			都市計画区域内(非線引)										
	建都築市基計	用途地域 第二種中高層住居専用地域											
法令に基づく制限		地域・地区 指定なし   建ペい率 60%											
	準画	容積率 200%											
	法法		高度制限 指定なし										
			防火指定   指定なし 建築基準法第22条・第23条(屋根不燃区域等) 文化財保護法第93条(周知の埋蔵文化財包蔵										
	2	地) 景額	見法第	16条(益	田市景観	観計画区域)	都市	再生特別措施	置法第10	8条(立	地適正化	計画都市	
PIX	その	機能誘導	区域外	·) 島根県	ひとにタ	やさしいま	ちづくり	条例第17章	条(特定公	:共的施設	の新築等	の届出)	
	他												
*別葉「補足説   私道の負担等   私道負担   無   負担の内容   *										#足説明事	<b>耳</b> 丁 参照		
に関する事項 道路後退 無 負担の内容													
		共給処理施設	正コ ク	女体の中泊	************************************				施設整備の				
供給処理					等の状況 施設整備状況					特	別負担の	有無	
•													
		公共下水道									無 未定		
											未定		
父儿	<b>直機関</b>	鉄道等 JR山陰本線 益田駅の 北西方 約2.2km 徒歩28分 バ ス 石見交通バス 舟入停留所の 南西方 約0.3km 徒歩4分											
公士	<b>共施設</b>	/\ /\		市役所	八厅田		高津小		177	高	津中学校		
		除してくだ				<u> </u>	1.411	, ,,	<u> </u>	1. 3	11 7 7 7		
参													
考													
事													
-													
項													

# 【売却物件の補足説明】

・工作物の状況については「明細図」のとおりです。

## 【「法令に基づく制限(その他)」欄の補足説明】

- ・本地は、「周知の埋蔵文化財包蔵地(浜遺跡)」内に所在するため、土木工事等を行う場合は所定の手続きが必要です。詳細は、益田市教育委員会文化振興課(電話0856-31-0623)へお問い合わせください。
- ・本地は、益田市景観計画区域内にあり、一定規模以上の建築物の建築等を行う場合は、市長への届出が必要です。 詳細は益田市建設部都市整備課(電話0856-31-0351)へお問い合わせください。
- ・本地は、益田市立地適正化計画における都市機能誘導区域外の居住誘導区域のため、誘導施設の開発、建築等行為を行う場合には、市長への届出が必要です。詳細は益田市建設部都市整備課(電話0856-31-0351)へお問い合わせください。
- ・本地は、島根県ひとにやさしいまちづくり条例により、特定公共的施設の新築等を行う場合は島根県知事への届出が必要です。詳細は益田市建設部建築課(電話0856-31-0668)へお問い合わせください。

## 【第三者使用のライフライン及び排水溝】

・本地の北東側及び南東側のコンクリート擁壁には水抜き穴があり、北東側接面道路と南東側隣接地からの雨水排水が本地に流入しています。また、本地北東側及び南東側のコンクリート側溝は、上記雨水排水が流入しています。

#### 【電柱等】

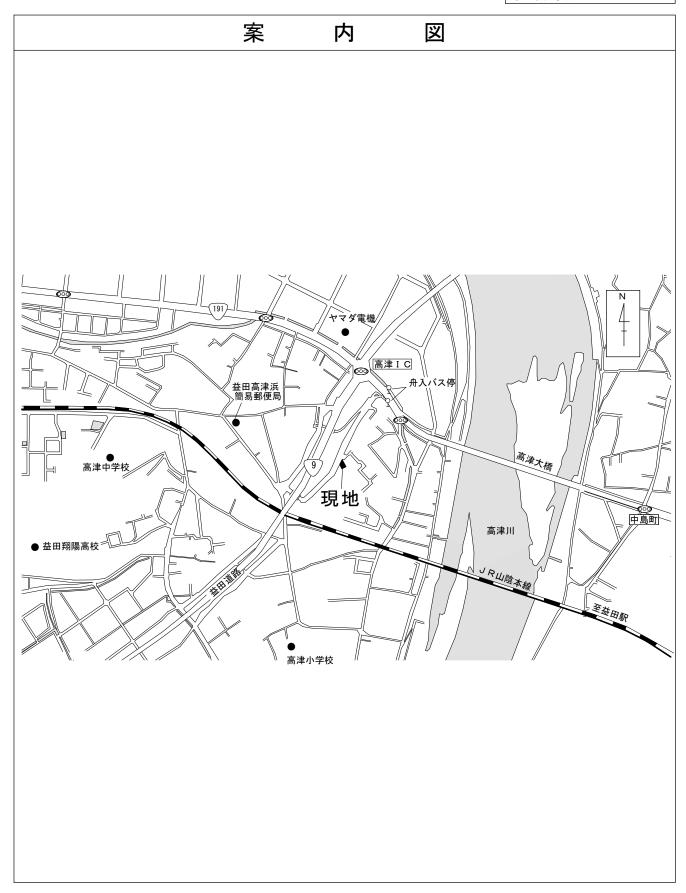
・電線の状況については「明細図」のとおりです。

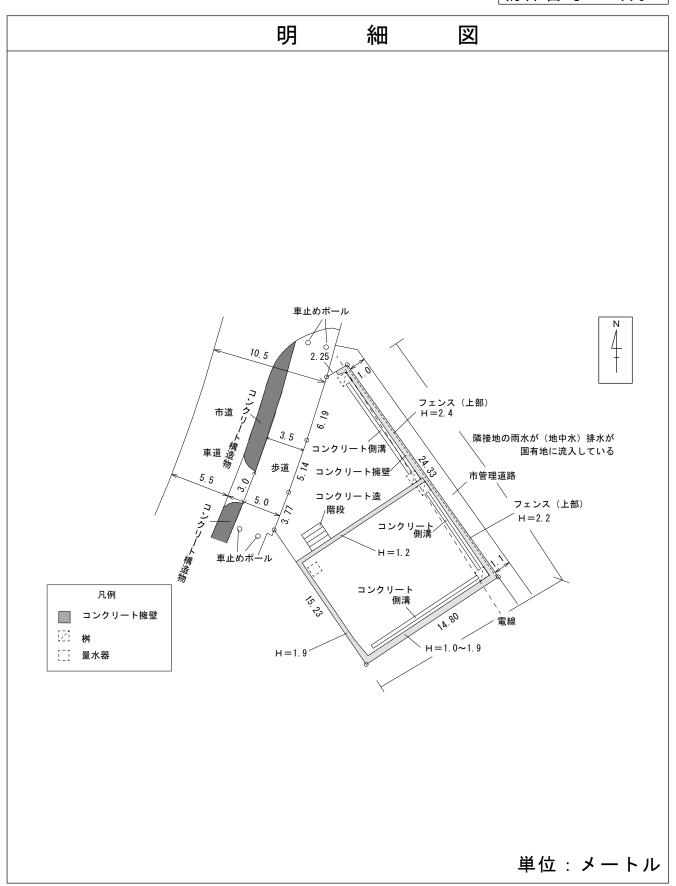
## 【防災情報】

・本地は、水防法に基づき作成された水害ハザードマップにおける浸水想定区域に該当しません。詳細については松江財務事務所管財課の閲覧資料(益田市防災ハザードマップ)をご確認ください。なお、水害ハザードマップに記載された浸水想定区域に該当しないことをもって、水害リスクがないことを示すものではありません。水害ハザードマップに記載されている内容については、今後変更される場合がありますので、詳細は益田市総務部危機管理課(電話0856-31-0601)へお問い合わせください。

### 【その他】

・本地は、北東側接面道路より最大約1.2m低く、南東側隣接地より最大1.5m低く、南西側隣接地より最大1.0m高くなっています。





※工作物や樹木の越境等については、極力明細図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。 物件は、現状有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の確認を行ってください。